

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格を取得する際、**一番初めに受ける研修**です。



- ・受講に当たっては、**一定の実務経験が必要** (※1) です。
- ・基礎研修を修了すると「**個別支援計画の原案作成**」「**2人目のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置が可能**」になります。
- ・講義・演習をあわせ、**5日間の研修** (※2) です。

(※1) 研修申し込みの際に実務経験証明書をご提出いただきます。サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務経験は異なります。

(※2) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)を含む日数です。申込前に相談支援従事者初任者研修を受講したことがあれば、初めの2日間は免除になります。相談支援従事者初任者研修(講義部分)については、名称を「サービス管理責任者等研修受講資格取得研修」として実施しております。

◎研修が修了したら・・・

5日間の研修を修了すると「サービス管理責任者等研修受講資格取得研修受講証明書」「サービス管理責任者等基礎研修修了証」2枚の修了証等を発行いたします(3日間の受講の場合は「サービス管理責任者等基礎研修修了証」のみの発行となります)。

基礎研修修了者は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として正式な資格を得たわけではなく、1人目としての配置は原則できません。

資格を正式なものにするためには、基礎研修修了後、翌日を起算点とし2年間以上の実務経験を積み、「サービス管理責任者等実践研修」を受講する必要があります。